

亀山市告示第14号

亀山市市道草刈活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年2月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市道草刈活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市市道草刈活動支援事業実施要綱（平成22年亀山市告示第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自治会」を「自治会等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）草刈活動 市道のうち主として集落間をつなぐ道路において行う沿道の草刈活動をいう。ただし、道路ふれあい月間における草刈活動は、含まないものとする。

（2）自治会等 自治会、婦人会、老人会、水利組合、PTA、市民団体その他これに準ずる団体をいう。

第3条から第6条までの規定中「自治会」を「自治会等」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「自治会名」を「団体名称」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。